共働のまちづくり

宇美町では、まちづくりの基本理念とその実現に向けた施策を示した「宇美町第5次総合計画」に沿って、現在様々な取組を行っています。今回、その中でも重要なキーワードである「共働のまちづくり」についてご説明します。

共働とは?

共働（協働）については、各自治体及び研究者によって様々な定義がありますが、他の自治体に先駆けてその概念を導入した横浜市においては、「公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと」としています。

「宇美町第5次総合計画」の基本理念の「まなびの森に育む地域力で築く共働のまちづくり」の中で、「共働」の字を「協力」の「協」ではなく、「共に」の「共」を用いているのは、企業やNPOを含む住民の皆さん等と行政が、協力・連携する関係のみならず、共に働く、共に行動する関係づくりを目指すことを意味しています。そして、住民の皆さん等の主体的な活動によって、一層魅力的なまちとなることが期待されています。

なお、「宇美町第5次総合計画」については、総合政策経営課窓口、町立図書館、健康福祉センター、町ホームページでもご覧いただけます。

<宇美町第５次総合計画・基本理念のイメージ図>

なぜ今「共働のまちづくり」が必要なのですか?

少子高齢化の進展、家族の小規模化、単身者の増加などにより、公共サービスのニーズは量的に増大するとともに多様化・複雑化しています。私達の宇美町においても、地域によってまちづくりの課題が異なるため、地域ごとに多様な解決方法が必要になります。

こうした社会情勢の変化の中で、行政による一律・公平なサービス提供では、多様化したニーズに対応していくことには限界がある一方で、自発性・自主性に基づく町民活動（ボランティアや地域活動等）は、身近なところで、できるところから取り組むことができます。

そこで、様々な地域の課題を解決するために、自治の根本理念である「自助・互助・共助・公助」の下、活発な町民活動と行政が「共働」して公共サービスに取り組むことが求められるようになりました。

■自助・互助・共助・公助の考え

「自助」とは、個人でできることは個人で解決する。

「互助」とは、個人でできないときは、まず家庭がサポートする。

「共助」とは、家庭で解決できないときは、地域のNPO等がサポートする。

「公助」とは、それでも解決できない問題は、行政が問題解決に乗り出す。

現在、宇美町ではどのような共働の取組が行われているのですか?

毎年2回実施されているラブアース・クリーンアップ運動や、うみ花と緑の会による花苗の育成及び町内花壇への植え付け、NPO法人宇美こども子育てネット・う～みんによる子育てネットワークの推進等、様々な取組が行われています。

今後も、住民の皆さんが楽しみながら、誇りある宇美町を創り上げていくことを目指し、町民の皆さんが自発的な活動を行ううえで、行政として様々な支援を行っていきます。

「共働のまちづくり」とは、町民の皆さん等と行政が、パートナーという対等な立場で、お互いに良いところを持ち寄って、一緒に住みよいまちを作っていくことを目指すものです。

■問い合わせ
共働のまちづくり課
TEL934-2370

小学生または来春小学1年生になるお子さんがいるご家庭の皆様へ

◆お子さんのことで気になることがあれば、相談してみませんか?

落ち着きがない、友達と遊べない、言葉が遅れている、学習についていけない…など。

●学校教育課　TEL934-2245
●療育センター「すくすく」（未就学児のみ）
TEL934-3933

◆来春の就学先について

宇美町教育委員会では、お子さん一人一人の可能性を伸ばすために、最も適した学習環境について、保護者、学校（園）の先生、専門の先生方と一緒になって考えます。

就学先を決定するまでのスケジュールは次のとおりです。

※特別支援学校、特別支援学級の見学等の希望は随時対応します。

【問い合わせ】
学校教育課
TEL934-2245

7月～8月	事前調査（保育園、幼稚園、小中学校に依頼します）
10月上旬	新入学児童健康診断
10月～11月	就学指導委員会による面談・検査→審議→判定
12月	教育委員会より保護者の方に判定内容をお伝えします。
	保護者の方の意向も伺いながら就学先を決定します。
4月上旬	入学式（1月下旬に「入学通知」が届きます）

みんなを守る119

平成24年度危険物取扱者保安講習

危険物取扱者免状の交付を受けている方のうち、現に危険物の取扱作業に従事している方が3年に1度受ける必要のある講習の案内です。

1．受講対象者

危険物取扱者免状を受けている方のうち、危険物製造所、貯蔵所、取扱所において危険物の取扱作業に従事している方及び保安監督業務に従事している方は、期間内に受講しないと、消防法令の規定に違反することとなり、免状返納命令の対象となることがあります。

危険物取扱業務、保安監督業務にこれから従事する人も受講できます。

2．日時等（福岡会場抜粋）

講習月日	講習場所	講習区分	講習時間
8月20日(月)	福岡市早良区百道浜1－3－3 福岡市民防災センター	その他の施設	9時半～12時半
		給油取扱所	13時半～16時半
8月21日(火)		その他の施設	9時半～12時半
		石油コンビナート等	13時半～16時半
8月22日(水)		給油取扱所	9時半～12時半
		その他の施設	13時半～16時半
8月23日(木)		石油コンビナート等	9時半～12時半
		給油取扱所	13時半～16時半
8月24日(金)		給油取扱所	9時半～12時半
		その他の施設	13時半～16時半

3．受付

■郵送受付
7月27日(金)～8月9日(木)

■開催地受付
8月16日(木)10時～16時
※12時～13時は除く。

■受付会場
ふくおか石油会館2階会議室
◇受講申請書類は、粕屋南部消防組合消防本部、南部消防署及び中部消防署にあります。
詳細については、申請書類の受講案内をご参照ください。

粕屋南部消防組合消防本部
糟屋郡志免町田富170
TEL935-5111
URL:http://www.kasuyanambu-shobo.jp/